

国立大学法人九州大学研究開発コンサルティング約款

制定 令和2年4月 1日

改定 令和3年3月31日

(適用範囲)

第1条 この約款は、九州大学研究開発コンサルティング規則（以下「規則」という。）に基づき、国立大学法人九州大学（以下「甲」という。）が、委託者（以下「乙」という。）の申し込みにより実施する研究開発コンサルティングに適用する。

(定義)

第2条 この約款において、次に掲げる用語は次の定義によるものとする。

- (1) 「本研究開発コンサルティング」とは、乙からの委託を受け、甲の職員がその教育、研究及び技術上の専門的知識に基づき指導助言を行い、もって乙の業務又は活動を支援するもので、これに要する経費を乙が負担するものをいう。
- (2) 「研究開発コンサルティング担当者」とは、本研究開発コンサルティングに従事する甲に属する者であつて、申請書に掲げる者をいい、うち1名を代表者に指名し、本研究開発コンサルティングを統括させる。
- (3) 「本契約」とは、乙が申請書を提出し、甲の受諾により成立する契約関係をいう。

(研究開発コンサルティングの題目等)

第3条 本研究開発コンサルティングの題目、目的、内容、実施場所及び期間は、申請書に記載のとおりとする。

(機器等の使用)

第4条 乙は、本研究開発コンサルティングの実施に際し必要な場合には、申請書に記載する使用機器等を使用機器等の設置場所において、甲の管理のもと甲の指示に従い使用することができる。

(協力者)

第5条 甲は、本研究開発コンサルティングを実施する上で、研究開発コンサルティング担当者以外の者の協力が必要であると判断した場合は、乙の同意を得た上で、当該研究開発コンサルティング担当者以外の者を協力者として本研究開発コンサルティングに参加させ、協力させることができる。

(研究開発コンサルティング費)

第6条 乙は、本研究開発コンサルティングの実施に必要な費用（以下「研究開発コンサルティング費」という。）として、申請書に記載の金額を負担する。

- 2 乙は、研究開発コンサルティング費を甲の発行する請求書により、申請書に記載する期限（以下「納付期限」という。）に所定の銀行口座に納付しなければならない。
- 3 乙は、納付期限までに研究開発コンサルティング費を納付しないときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額に年3%の割合で計算した延滞金を納付しなければならない。
- 4 甲は、第2項の規定に基づき乙より甲に納付された研究開発コンサルティング費について、原則、返還しない。
- 5 甲は、自己の定める方法により、研究開発コンサルティング費の経理を行わなければならない。
- 6 乙は、研究開発コンサルティング費に関する経理書類等の閲覧を甲に申し出ることができ、この場合、甲はこれに応じなければならない。甲は、自己の定める文書管理規程に基づき、本研究開発コンサルティングにかかる経理書類をその作成の時から5年間保存するものとする。
- 7 甲は、乙が負担した研究開発コンサルティング費の額について、その内容を確認するように乙から依頼があった場合、経理書類に基づき確認を行い、その結果を書面にて乙に通知する。
- 8 研究開発コンサルティング費により取得した設備、試料等は、甲に帰属するものとする。

(本研究開発コンサルティングの変更)

第7条 申請書に記載する事項について、乙から変更の申し出があり、甲乙協議の上、変更することに合意した場合には変更することができる。

2 甲は、書面にて乙に通知した上で、研究開発コンサルティング担当者の追加又は削除を行うことができる。ただし、代表者を変更する場合は、乙の書面による同意を得るものとする。

(本研究開発コンサルティングの終了)

第8条 本研究開発コンサルティングは、申請書に記載する本研究開発コンサルティングの期間の満了をもって終了する。本研究開発コンサルティングの終了日を、以下「本研究開発コンサルティング終了日」という。

(本研究開発コンサルティングの中止と延長)

第9条 天災その他の不可抗力又は止むを得ない事由による本研究開発コンサルティングの遅延など当初予測できなかった事由が生じた場合、甲乙協議の上、中止し、又は申請書に記載する本研究開発コンサルティングの期間を延長することができる。この場合において、甲及び乙は、本研究開発コンサルティングの中止又は延長に伴い相手方に生ずる一切の損害、損失、責任等について、何ら責任を負わないものとする。

2 甲は、前項に基づく本研究開発コンサルティングの期間の延長により受領済みの研究開発コンサルティング費に不足が生じるおそれが発生した場合は、直ちに乙にその旨を書面により通知する。この場合、乙は、甲と協議の上、不足する研究開発コンサルティング費の負担の可否及び負担の程度を決定しなければならない。

(知的財産権の取扱い)

第10条 甲及び乙は、原則、本研究開発コンサルティングの実施により発明等は生じないものと認識していることを確認する。ただし、当初の予想に反し本研究開発コンサルティングの実施により発明等が生じた場合は、当該発明等にかかる知的財産権の帰属及び取扱いについて、別途協議し決定する。また、甲及び乙は、本研究開発コンサルティングの進捗により発明等の発生が予測される状態になった場合には、速やかに共同研究契約その他適切な契約を締結するものとする。

(甲の権利の留保)

第11条 甲及び乙は、自己が本研究開発コンサルティングとは無関係に保有していた技術、知見、知識、情報及びこれらに類するもの(以下「情報等」という。)であって、自己が本研究開発コンサルティングに用いた情報等にかかる全ての権利(知的財産権を含む。)は自己に留保され、当該情報等の自己使用等について何らの制限も課されないことを確認する。また、本研究開発コンサルティングの実施による相手方に対する情報等の開示又は提供によっては、黙示的であると否とを問わず、いかなる権利も相手方に許諾されたとみなされないものとする。

(秘密の保持)

第12条 この約款において「秘密情報」とは、本研究開発コンサルティングに関連し相手方から開示を受けた情報であって次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一 文書(電子メール及びその添付資料を含む)又は各種媒体(図面・写真・試料・サンプル・CD-ROM・その他電子媒体含む)により開示された情報にあつては開示のときに当該文書・媒体に秘密である旨が明示された情報。

二 口頭その他の方法により開示された情報にあつては開示のときに秘密である旨の告知を受け、かつ当該開示の日から30日以内に当該情報の内容・開示場所・開示日時等を甲乙間にて文書により確認した情報。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する情報については、秘密情報に該当しないものとする。

(1) 開示を受け又は知得した際、既に自己が保有していた情報。

(2) 開示を受け又は知得した際、既に公知となっている情報。

(3) 開示を受け又は知得した後、自己の責めに帰すべき事由によらずに公知となった情報。

(4) 正当な権原を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に取得したことを証明できる情報。

(5) 相手方から開示された情報によることなく独自に開発・取得していたことを証明できる情報。

(6) かかる制約から除外することについて書面により事前に相手方の同意を得た情報。

3 甲及び乙は、秘密情報について秘密に保持し、第三者に開示又は提供してはならず、また、本研究開発コンサルティングの実施以外の目的に使用してはならない。ただし、書面により事前に相手方の同意を得た場合はこの限りでない。また、法令又は規則等に基づき裁判所又は監督官庁等から開示を要求された場合、事前に相手方に通知した上、必要最小限の情報に限り開示することができるものとする。

4 本条は、本研究開発コンサルティング終了日又は中止日の翌日から起算し3年を経過するまで有効に存続する。ただし、甲乙協議の上、この期間を延長し、又は短縮することができる。

(公表等)

第13条 甲及び乙は、本研究開発コンサルティングの成果を外部に公表（発表及び第三者への開示を含む。）を希望するときは、事前に公表についての概要を書面（電子メールを含む。）にて相手方に通知し、協議するものとする。また、乙が、本研究開発コンサルティングに関して甲の名称、研究開発コンサルティング担当者の所属及び職名等の公表を希望するときは、当該公表の可否及び態様について、甲の事前の承諾を得るものとする。

(成果報告書の提出)

第14条 甲及び乙は、相手方から要求があった場合、相手方の指定する期日までに、本研究開発コンサルティングに関する成果報告書を提出する。成果報告書に記載すべき項目及び内容については、相手方の指示に従う。

(免責)

第15条 本研究開発コンサルティングに基づく乙による商品の販売、役務の提供、その他の行為によって乙に損害が発生した場合でも、甲は乙に対し、一切の責任を負わないものとし、また、これらの行為について、一切の明示又は黙示の保証をしないものとする。

(研究開発コンサルティングの位置づけ)

第16条 本研究開発コンサルティングの実施は、その後の製品開発、共同研究等のいかなる技術の購入、提携又は取引について、約束又は意味するものではなく、また現在及び将来のいかなる言質をも与えるものではない。

(契約の解約)

第17条 甲は、乙が第6条に定める研究開発コンサルティング費を所定の納付期限までに納付しないときは、本契約を解約することができる。

2 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当し、相当な期間を定めて催告し、同期間内には是正されないときは、本契約を解約することができる。

一 相手方が本契約の履行に関し、不正又は不当の行為をしたとき

二 相手方が本契約に違反したとき

3 甲は、乙が次の各号の何れかに該当した場合には、何らの催告を要せずに本契約を解約することができる。

一 破産手続、民事再生手続、会社更生手続、特別清算手続を申立又は申立を受けた場合

二 銀行取引停止処分を受け又は支払停止に陥った場合

三 仮差押命令を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合

(損害賠償)

第18条 甲及び乙は、故意又は重過失に基づき相手方に損害を与えた場合のみ損害を賠償する義務を負い、その賠償範囲は、相手方が直接的かつ現実に被った損害（逸失利益、弁護士費用は賠償の対象から除く。）のみとする。

(譲渡禁止)

第19条 甲及び乙は、この約款に別途定めのない限り、本契約に基づく権利及び義務の全部若しくは一部を、相手方の事前の書面による承諾を得ることなく、第三者に譲渡し、承継させ又は担保に供してはならない。

(契約の有効期間)

第20条 本契約の有効期間は、申請書に記載する本研究開発コンサルティングの期間と同一とする。

2 本契約の失効後も、第6条第6項、第10条から第16条、第18条、第19条及び第22条の規定は、当該条項に定める期間又は対象事項が全て消滅するまで有効に存続する。

(協議)

第21条 本契約に定めのない事項及び本契約の解釈について疑義が生じたときは、法令の規定に従うほか、甲及び乙は誠意をもって協議し解決を図るものとする。

(準拠法及び裁判管轄)

第22条 本契約の準拠法は日本国法とする。

2 甲及び乙は、被告の住所地を管轄する地方裁判所を、本契約に関する紛争の第一審の専属的合意管轄裁判所とする。